

## アート・プラットフォーム事業委託実施要項

平成31年2月21日  
文化庁次長決定  
〔令和3年1月13日〕  
一部改正

### 1. 趣 旨

文化庁では、現代アートをはじめ、デザイン、ファッション、現代建築などの近現代日本文化（以下、「現代アート・文化」という。）の国際的な価値評価向上による我が国の国内市場活性化を含めた現代アート・文化の持続的発展を可能とするシステムの形成を目指している。そのためには、現代アート・文化を扱う国内外美術館や国際展等のキュレーターや研究者等のネットワークの構築や海外における日本の現代アート・文化の評価状況の把握、日本作家及び作品が国際的な評価を高めていくために必要な情報の収集、調査研究並びにそれらの効果的な国際発信等といった総合的な取組が求められている。

そのため、我が国の現代アート・文化に関わる関係者の意見を幅広く集約し、日本作家及び作品が国際的な評価を高めていくための実践的研究や情報収集・発信、海外美術館・博物館や国際展等との共同プロジェクトの実践や国際シンポジウム・ワークショップ等の開催を通じたネットワークの構築、若手作家を含めた現代日本作家の国際発信を後押しする取組等、現代日本アート・文化の国際的価値向上に資する取り組みを実施する。

### 2. 委託業務内容

我が国における現代アート・文化の持続的発展を可能とするシステムの形成に資する（1）～（5）の事業を実施する。

- （1）世界における日本の現代アート・文化の価値評価向上に取り組む国内外関係者によるアート・プラットフォームの形成
- （2）国内外の現代アート・文化関係者が集まるワークショップやシンポジウム、国際会議の開催
- （3）我が国現代アート・文化の国際的な評価を高める上で必要な情報収集・分析等の調査研究の実施
- （4）我が国の現代アート・文化に係る国内市場を活性化させ、持続的な発展を可能にするシステムの構築に向けた調査研究の実施
- （5）我が国に世界のアート・文化関係者等を惹きつけるとともに現代アートにかかる主要な論文等の翻訳・公開や国際的に重要な国際展への招へい支援等、日本

## 作家の国際的な発信を戦略的に推進する取組の実施

### 3. 業務の委託先

業務の委託先は、現代アート・文化に関する専門的知識と経験を有する我が国の団体で、原則として次の（１）又は（２）のいずれかに該当するものとする。

（１）法人格を有する団体

（２）法人格を有しないが、以下の要件をすべて満たしている団体

ア 定款に類する規約等を有すること

イ 団体の意思を決定し、監査する等の会計組織を有すること

ウ 自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること

エ 団体活動の本拠としての事務所を有すること

### 4. 委託期間

委託期間は、委託を受けた日から業務が完了した日又は委託を受けた日の属する年度の最終日のいずれか早い日までとする。

### 5. 委託手続

（１）業務の委託を受けようとする団体は、業務計画書等を文化庁に提出すること。

（２）文化庁は、上記により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、当該団体に対し業務を委託する。

### 6. 委託経費

（１）文化庁は、業務を委託した団体（以下「実施団体」という。）に予算の範囲内で業務に要する経費（賃金・諸謝金・旅費・借損料・消耗品費・会議費・通信運搬費・雑役務費・保険料・国際展等展示支援費・消費税相当額・再委託費・一般管理費）を委託費として支出する。

（２）文化庁は、実施団体が本契約の定めに違反したり、委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

### 7. 業務完了の報告

実施団体は、業務が完了したとき（契約を解除したときを含む）は、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、終了した日から30日を経過した日、又は当該事業年度末のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなければならない。

### 8. 委託費の額の確定

（１）文化庁は、上記7により提出された委託業務完了報告書について調査及び必要

に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めるときは、委託費の額を確定し、実施団体へ通知するものとする。

- (2) 上記(1)の確定額は、業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

## 9. その他

- (1) 文化庁は、実施団体における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文化庁は、委託業務の実施に当たり、実施団体の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文化庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 実施団体は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項で定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、文化庁委託業務実施要項に定めるところによる。

## 附 則

本要項は、令和3年度の事業より適用する。

# アート・プラットフォーム事業委託実施細目

令和3年1月13日  
文化庁次長決定

## 1. 趣旨

「アート・プラットフォーム事業委託実施要項（平成31年2月21日文化庁次長決定、令和3年1月13日一部改正）2. 委託業務内容（5）我が国に世界のアート・文化関係者等を惹きつけるとともに現代アートにかかる主要な論文等の翻訳・公開や国際的に重要な国際展への招へい支援等、日本作家の国際的な発信を戦略的に推進する取組の実施」において実施が想定される「国際的に重要な国際展や海外主要美術館等から招へいを受けた作家等（以下、「作家等」という。）に対する適時適切な支援（以下、「国際展等支援」という。）」を実施するにあたっての詳細は、本細目によるものとする。

## 2. 展示計画

国際展等支援の対象となった作家等は、事前に展示計画書を提出し、文化庁は、その範囲内で支援するものとする。

- 2 前項の展示計画書では、任意の様式によって、①招へい先の国際展等名称、②展示期間、③展示内容、④旅行の行程、⑤滞在期間、⑥必要経費等を示すこととする。
- 3 作家等は計画を変更する必要がある際には、事前に展示計画書を提出することとする。
- 4 作家等は帰国後、30日以内に報告書を提出することとする。

## 3. 旅費

国際展支援の対象となった作家等への支払いの算定に当たっては、国家公務員等の旅費に関する法律（以下、「旅費法」という。）に定める行（一）7級相当とし、以下の範囲とする。

### （1）交通費

居住地から国内の最寄りの国際空港までの交通費、当該空港から海外の活動地までの最寄りの国際空港間の往復の航空賃を支給する。この場合、日本国内の滞在地から最寄りの国際空港間の交通費も支給し、必要に応じて前泊の宿泊費も支給できる。このほか、一定の範囲内で、展示計画書に明記された諸都市間の移動に要する交通費（航空機、鉄道、船舶及びバスでの移動に限る。）を支給する。

### （2）滞在費

現地滞在費はおおむね1泊17日を上限として、日当及び宿泊費を支給す

る。

- 2 作家等は、国際展等支援により国外に滞在している期間中に一時的な帰国又は他国への出国（以下、「一時帰国等」という。）をすることができる。
- 3 前項における一時帰国等にかかる交通費及び当該期間中の滞在費は支給しない。

#### 4. 展示支援費

対象となる作家等が国際的に重要な国際展あるいは海外の主要な美術館に作品を展示するにあたってかかる経費（以下、「展示支援費」という。）を支給する。支給額は展示や滞在の期間にかかわらず、1回あたり下表の額を限度とする。

国際展展示支援費	855,000円
海外美術館展示支援費	855,000円

#### 5. その他

その他経費については、事前に提出した展示計画書に記載された範囲内において、実費にて支援することができるものとする。

#### 附 則

本実施細目は、令和3年度の事業より適用する。